

みなさんのふるさとを 守りましょう!

— あなたの田んぼ、農地中間管理機構に貸しませんか —

農地中間管理機構に貸せば、

- ・ 次年度の固定資産税から
2分の1に軽減されます。

〔 1 ha の農地を保有している場合の全国平均額だと、**1万円が5千円に軽減**されます。(実際の額は個々の農地によって異なります)
また、所有する農地について、一定期間以上貸し出すなどの必要があります。 〕

- ・ 自分の田んぼがきちんと耕作され、
ふるさとの美しい景観が守られます。

農地中間管理機構は
公的機関だから安心
して貸せるわ



荒らしたままにすると、

- ・ 次年度の固定資産税から

1.8倍に増額される場合があります。

〔 1 ha の農地を保有している場合の全国平均額だと、**1万円が1万8千円に増額**されます。(実際の額は個々の農地によって異なります) 〕

- ・ 雑草が生い茂り、害虫が周辺の田んぼにも迷惑をかけます。



日本には、琵琶湖2つ分くらいの荒れた田んぼがあります。
田んぼを荒らさず、また、荒れた田んぼを再生して、みなさんのふるさとを守りましょう。

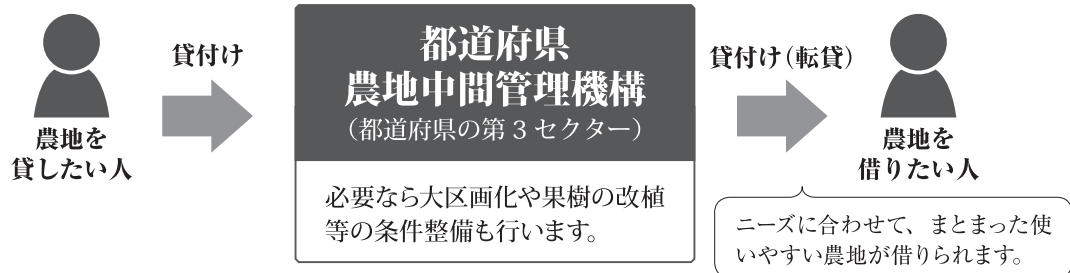
みなさんが耕せなくても、公的機関が田んぼを借りて、
しっかり管理してくれる仕組みがあります。ぜひご活用下さい。

詳しくは裏面へ

農地中間管理機構を活用しましょう！

農地中間管理機構について

■ 機構は「信頼できる農地の中間的受け皿」です。



■ 機構は公的機関だから安心して貸せます。

- ・ 賃料は確実に支払われます（現物（お米）による賃料の支払いを選択できることもあります）。
- ・ 農地が荒れる心配もありません。
- ・ 貸したい人と借りたい人が個別に交渉する必要はありません。

固定資産税の課税強化・軽減について※

■ 今年中に農地中間管理機構に所有する全農地を貸せば、来年から固定資産税が半額になります。

所有する全農地（10アール未満の自作地は残せます）を、平成28年度以降新たに、まとめて機構に10年以上の期間で貸し付けたときは、次の期間にわたり、当該農地の固定資産税が2分の1に軽減されます。

- ① 10年以上15年未満の期間で貸し付けたときは3年間
- ② 15年以上の期間で貸し付けたときは5年間

■ 荒れた農地や十分管理されていない農地※を放置すると、将来、固定資産税が1.8倍に増額されることがあります。今から農地中間管理機構への貸付けなどの方策をご検討されてはいかがでしょうか。

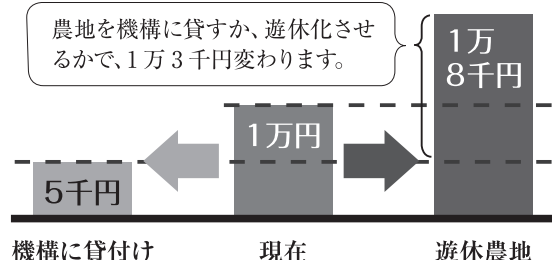
- ・ 1月1日現在で勧告を受けている農地については、その納付する年度の固定資産税が1.8倍になります。
- ・ 農地中間管理機構への貸付けの意向が示されれば、勧告はされず、固定資産税は上がりません。

《 例えば…… 》

- ① 今年の秋（11月頃）
農業委員会から遊休農地の所有者等に利用意向調査表が届きます。
- ② 来年の夏（8月頃）
意向どおりに実施しているか農業委員会が確認します。
- ③ 来年の秋（11月頃）
意向どおりに実施されていない場合は、農業委員会からの農地中間管理機構による遊休農地の借入れの協議の勧告が行われます。

《 固定資産税の例 》

（1haの農地を所有している場合の全国平均額であり、実際の額は個々の農地によって異なります。）



※課税の強化は、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き供されないと見込まれる農地」と「農業上の利用の程度が周辺の地域における農地の利用の程度と比し著しく劣っていると認められる農地」であって、農業委員会から勧告を受けた農地が対象です。また、農地中間管理機構に貸付けができる農地は農業振興地域内の農地に限られ、固定資産税の課税強化・軽減もその地域内の農地のみが対象となります。

詳しくは、農林水産省のホームページをご確認ください。

農地中間管理機構：http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/kikou_ichran.html

固定資産税の課税強化・軽減：http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/nouchi_seido/zeisei.html